

サイクリー自転車商品購入者向けプレゼント保険

～スタンダード傷害保険（傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯）～

補償の概要

サイクリー自転車商品購入者向けプレゼント保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に自転車に係る事故（※）によって傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

※「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

【補償の内容等】

【保険金の種類】入院一時金

【保険金をお支払いする場合】事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合

【お支払いする保険金の額】20,000円（入院一時金額）

※1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。）

【保険金をお支払いできない主な場合】次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故
- ・ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）
- ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

など

（注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。

（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

【被保険者（補償の対象となる方）】サイクリーが運営するECサイトにて、1,500円以上の自転車関連商品を購入した方本人

【補償開始日時・保険期間】商品を購入した日の翌月1日午前0時から1年後応当日の午後4時までの1年間

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

その際、必ず「サイクリー自転車商品購入者向けプレゼント保険」の加入者であることをお伝え下さい。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<連絡先>

au 損保プレゼント保険事故受付デスク **0800-500-0145**（24時間 365日無料）

【お申込みにあたっての注意】

・サイクリー自転車商品購入者向けプレゼント保険は保険契約者を株式会社A Iカンパニー、取扱代理店をイオン保険サービス株式会社、引受保険会社をau損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の一般包括契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。

・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはau損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<http://www.au-sonpo.co.jp/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社A Iカンパニーは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的のみに使用致します。

I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触を必要が発生した際のため IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため V. 傷害保険サービスの提供会社であるau損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細についてはau損害保険株式会社のホームページ（<http://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

【補償に関するお問い合わせ先】

引受保険会社

au 損保 カスタマーセンター

TEL：0800-700-0600（通話料無料）

受付時間：AM9時～PM6時 年未年始を除く

au 損害保険株式会社

B16D310361(1610)

サイクリー自転車購入者向けプレゼント保険

～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯)～

補償の概要

サイクリー自転車購入者向けプレゼント保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に自転車に係る事故(※)によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

※「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

【補償の内容等】

【保険金の種類】入院一時金

【保険金をお支払いする場合】事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数(2日)を超えて入院された場合

【お支払いする保険金の額】20,000円(入院一時金額)

※1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。)

【保険金をお支払いできない主な場合】次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1)
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故
- ・ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注2)
- ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

など

(注1) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。

(注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

【被保険者(補償の対象となる方)】サイクリーが販売する自転車完成品を購入した方本人

【補償開始日時・保険期間】自転車完成品を購入した日の翌月1日午前0時から1年後応当日の午後4時までの1年間

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

その際、必ず「サイクリー自転車購入者向けプレゼント保険」の加入者であることをお伝え下さい。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<連絡先>

au 損保プレゼント保険事故受付デスク **0800-500-0145** (24時間 365日無料)

【お申込みにあたっての注意】

・サイクリー自転車購入者向けプレゼント保険は保険契約者を株式会社A Iカンパニー、取扱代理店をイオン保険サービス株式会社、引受保険会社をau損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者(補償の対象となる方)の方の保険料負担はありません。

・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはau損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社A Iカンパニーは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。

I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触を必要が発生した際のため IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため V. 傷害保険サービスの提供会社であるau損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細についてはau損害保険株式会社のホームページ(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

【補償に関するお問い合わせ先】

引受保険会社

au 損保 カスタマーセンター

TEL: 0800-700-0600 (通話料無料)

受付時間: AM9時~PM6時 年末年始を除く

au 損害保険株式会社

B16D310360(1610)